

KS Solutions 証明書発行サービス 依拠当事者規約

第1条（目的）

1. 「KS Solutions 証明書発行サービス 依拠当事者規約」（以下、「本規約」という）は、株式会社オプテージ（以下、「オプテージ」という）が運営する「KS Solutions ルート認証局」および、「KS Solutions ユーザ証明書認証局」（以下、「KS Solutions ルート認証局」と「KS Solutions ユーザ証明書認証局」をまとめて「本認証局」という）が提供する「KS Solutions 証明書発行サービス」（以下、「本サービス」という）を利用するために発行した電子証明書（以下、「ユーザ証明書」という）を依拠する者（以下、「依拠当事者」という）と本認証局の関係を定めるものである。ただし、依拠当事者がシステム等である場合、そのシステムを管理する者も依拠当事者に含むものとする。
2. 依拠当事者は、ユーザ証明書の記載内容を依拠して何らかの行為または意思決定を行う場合、本規約の内容に同意し、これに従うものとする。依拠当事者が本規約の内容に同意しない場合、本認証局は、ユーザ証明書に記載された本認証局の名義にかかわらず、依拠当事者に対し、ユーザ証明書に関して何の保証も約束もせず、かつ一切の責任を負わないものとする。
3. 本規約でいう本サービスを利用する法人等（以下、「利用企業」という）は、日本国内で商標登記を行っている法人、あるいは日本国内法に従って設置された公の団体のことを指す。
4. 証明書利用者が自然人でない場合、当該利用企業を証明書利用者に含むものとする。
5. 本規約に記載されていない本サービスに関する事項は別途「KS Solutions 証明書発行サービス 認証局運用規則」（「Certification Practice Statement」以下、「CPS」という）に定める。

第2条（利用範囲）

1. ユーザ証明書の利用範囲は、CPS に定められた利用目的に限るものとし、利用目的以外でユーザ証明書を使用した場合、本認証局は本規約の他の条項及びユーザ証明書に記載している本認証局の名義にかかわらず、依拠当事者に対し、ユーザ証明書に関して何らの保証も約束もせず、かつ一切の責任を負わない。

第3条（ユーザ証明書の真正及び有効性の確認）

1. 依拠当事者は、所定の方法で本認証局の証明書を手入力し、その中に記載されている本認証局公開鍵証明書を SHA-2 で変換した値（以下、「フィンガープリント」という）と、リポジトリ上に公開している本認証局証明書のフィンガープリントが一致するこ

とを確認しなければならない。

2. 依拠当事者は、前項で確認した本認証局の電子証明書を用いて、ユーザ証明書に本認証局の電子署名が行われていることを確認し、ユーザ証明書の真正を判断しなければならない。
3. 依拠当事者は、ユーザ証明書の受領時に、有効期間が経過していないことを確認する。
4. 依拠当事者は、リポジトリに掲載された失効情報を取得し、失効情報に本認証局の電子署名が施されていることを確認した上で、ユーザ証明書の有効性を検証しなければならない。
5. 依拠当事者は、本認証局の秘密鍵によるユーザ証明書への電子署名が正しく行われており、ユーザ証明書が本認証局から発行したものであること、およびユーザ証明書が改ざんされていないことを確認するものとする。

第4条（本認証局の責任範囲）

1. 本サービスを提供するにあたり本認証局が負う責任は、CPS に定める本認証局の責任範囲内に限られ、本規約および CPS 等に本認証局が免責される旨を明示している事項や、本認証局の責任や義務を明示していない一切の事項について、本認証局は何ら保証せず、一切の義務及び責任を負わない。
2. 本認証局は、本規約および CPS の他の条項及びユーザ証明書に記載された本認証局の名義にかかわらず、ユーザ証明書に記載された事項が真実と相違していた場合であっても、以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、一切の責任を負わないものとする。
 - ① 利用企業が本認証局に届け出た情報が、真実と相違したとき。
 - ② 本認証局に届け出た情報について変更または取消等があったにもかかわらず、利用企業が本認証局に直ちに変更または取消の届出をしなかったとき。
 - ③ 証明書利用者が自身の秘密鍵（以下、「利用者秘密鍵」という）を危殆化したとき。または、利用者秘密鍵が証明書利用者以外の者によって不正使用されたとき。
 - ④ 利用企業が使用するソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題または誤操作等が生じたとき。
 - ⑤ 依拠当事者が本規約に定めるユーザ証明書の真正確認または有効性確認を怠ったとき、または正しくこれらの確認を行わなかったとき。
 - ⑥ 「KS Solutions 証明書発行サービス 証明書利用者規約」または「KS Solutions 証明書発行サービス 利用法人規約」に定めるユーザ証明書の失効請求事由が発生したにもかかわらず、利用企業が失効請求を怠ったとき。
 - ⑦ 本認証局がユーザ証明書の失効事由の発生を知った後、遅滞なく失効処理を実施したにもかかわらず、当該登録前にユーザ証明書が依拠当事者に送付されたとき。

- ⑧ 上記各号の他、利用企業、もしくは依拠当事者が本規約等に違反したとき、または本認証局の責めに帰すべき事由がないとき。
3. 本認証局は、依拠当事者がユーザ証明書を取得、利用したことにより依拠当事者の使用するソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク等に何らかの影響または障害が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
 4. 本認証局が本サービスの全部もしくは一部を停止し、または廃止したことにより依拠当事者が本電子証明書の真正または有効性を確認できなかった場合であっても、本認証局は一切の責任を負わない。
 5. 本認証局は、以下の事由に起因して依拠当事者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。
 - ① 地震、台風、噴火、津波等の天災。
 - ② 火災、停電等。
 - ③ 戦乱、動乱、騒乱、暴動、労働争議。
 - ④ 関係する法令の改正・制定または裁判所もしくは行政庁の処分による制限。
 - ⑤ その他、あらゆる天災及び不可抗力。
 6. 本規約等に基づき本認証局が依拠当事者に対して責任を負う場合を除き、依拠当事者と利用企業またはその他の第三者との間で発生した紛争等について本認証局は何ら責任を負わず、依拠当事者が自己の費用負担と責任の下で解決する。

第5条（依拠当事者の損害賠償）

1. 依拠当事者は、本規約に違反し、またはその他の故意もしくは過失により直接、間接を問わず本認証局に損害を被らせた場合には、その損害に対する賠償責任を負う。
2. 依拠当事者は、前項に定める事由により第三者に損害を被らせた場合には、依拠当事者の費用負担と責任の下で当該第三者との間で解決し、本認証局に何らの負担を被らせない。

第6条（権利譲渡等の禁止）

1. 依拠当事者は、本規約に基づく契約上の地位またはこれに基づく権利もしくは義務のいかなる一部についても、これを他人に譲渡し、または担保を設定する等、一切の処分を行ってはならないものとする。

第7条（規約等の変更）

1. 本認証局は、必要に応じて本規約等を変更できるものとし、依拠当事者は、予めこれを承諾するものとする。
2. 本認証局は、本規約等の変更を行った場合は、変更後の規約をリポジトリに掲載する。依拠当事者は、変更された本規約等がリポジトリに掲載された後は、変更後の規約等が適用されることに同意する。

第8条（準拠法）

1. 本規約の執行、解釈および有効性は、当事者間の契約や他の準拠法を選択する旨の規定の有無にかかわらず、また、日本国に営業上の関連性を有するか否かを問わず、日本国内法および規則に準拠し、同法の適用を受けるものとする。

第9条（管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた紛争についての専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

第10条（協議）

1. 本規約に定められていない事項やこれらの文書の解釈に関して疑義が生じた場合、各当事者は、その課題を解決するために訴訟に先立ち誠意をもって協議するものとする。

（附則）

本規約は 2019 年 4 月 1 日より実施します。

（改訂履歴）

2005 年 2 月 1 日	新規作成
2016 年 4 月 1 日	修正
2019 年 4 月 1 日	修正